

特定非営利活動法人あした場 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和4年10月31日までの1年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和3年11月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和3年11月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定していることを周知する

目標2：令和4年10月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和3年11月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年10月～ 制度の導入、社員への周知

目標3：令和4年10月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和3年11月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年10月～ 制度の導入、社員への周知